



令和7年2月6日

2月5日（水）にスポーツ庁、文化庁及び観光庁の 包括的連携協定を改定しました！

スポーツ庁、文化庁及び観光庁は、スポーツや文化芸術資源の融合により、新たに生まれる地域の魅力を国内外に発信し、訪日外国人旅行者の増加や国内観光の活性化を図るため、平成28年に包括的連携協定を締結し、様々な連携を進めてきたところです。

今般、スポーツ、文化芸術及び観光の相乗効果を発揮し、世界に対して我が国の魅力を発信することにより、「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」をキーワードとして、更なる訪日外国人旅行者の増加、国内観光の活性化を図り、これによる経済の好循環の実現を目指すべく、2月5日（水）に包括的連携協定を改定しました。

本協定に基づき、三庁の連携をより一層深めてまいります。

（同時発表：文化庁、観光庁）



包括的連携協定署名の様子

<担当> スポーツ庁参事官（地域振興担当）

スポーツ地域振興調査官 塚田裕介（内線3930）、専門官 藤田一成（内線3931）

電話：03-5253-4111（代表） 03-6734-3930, 03-6734-3931（直通）

<担当> 文化庁政策課

企画官 西川和孝（内線9501）、専門職 小池佑生（内線9511）

電話：075-451-4111（代表）

<担当> 観光庁観光地域振興部観光資源課

専門官 細江智弘（内線27812）、専門官 安部学（内線27808）

電話：03-5253-8111（代表）

スポーツ庁、文化庁及び観光庁の包括的連携協定

スポーツ、文化芸術及び観光は、国や世代を越えて人と人との心のつながりを強め、誰もが豊かな人生を生きるための活力を生み出すとともに、地域に対する誇りと愛着を育み、地域社会の持続的な発展を支えるものである。また、人口が減り、少子高齢化が進む中で、特に地方においては、スポーツ、文化芸術及び観光を通じて人々のつながりを深め、活力に満ちた地域社会を維持することが地方創生において必要である。

スポーツは「する」「みる」「ささえる」などといった参画を通じて人々が集うとともに、共に価値を創出する活動である。また、長い歴史を通じて地域に受け継がれてきた我が国の文化芸術は世代や地域を問わず世界の人々を惹きつけている。さらに観光がもたらす感動と満足感は、誰もが豊かな人生を生きるための活力を生み出すものである。スポーツ、文化芸術及び観光の相乗効果を発揮し、世界に対して我が国の魅力を発信することにより、「持続可能な観光」「消費額拡大」「地方誘客促進」をキーワードとして、更なる訪日外国人旅行者の増加、国内観光の活性化を図り、これによる経済の好循環の実現を目指す。

本連携の推進に当たっては、スポーツ基本計画、文化芸術推進基本計画及び観光立国推進基本計画に位置づけられた施策を着実に推進するとともに、スポーツ庁、文化庁及び観光庁の十分な連携に基づき効果的な施策の企画立案及び実施を進める。我が国で今後開催される国際的なスポーツ・文化芸術イベントも視野に入れて、三庁所管の事業の活用も検討しながら、緊密な連携を進めていくこととする。

当面、以下の事例を中心に、具体的な連携・協力を行うこととし、今後の意見交換を踏まえ、随時、連携・協力可能な方策を追加していくこととする。

【当面の連携・協力の観点】

- ・「スポーツ基本計画」、「文化芸術推進基本計画」、「観光立国推進基本計画」の改定に向けた連携協力事項の検討
- ・文化芸術・スポーツを活用した観光コンテンツの開発・観光地域の高付加価値化
- ・国内での国際的なスポーツ・文化芸術イベントの開催を契機とした訪日機会や周遊機会の創出
- ・観光資源の高付加価値化による消費額拡大や観光コンテンツ整備による地方誘客・地域周遊を促進するための戦略的・効果的な連携事業の実施
- ・訪日外国人旅行者を地域へ呼び込むための受入環境整備やプロモーションの推進
- ・全国各地のスポーツ文化ツーリズムの優れた取組の顕彰・周知・プロモーションの推進
- ・スポーツや文化芸術を活用した観光を支える人材の育成・確保
- ・緊密な連携協力を図るための情報共有と定期的な意見交換の実施

令和 7年 2月 5日

スポーツ庁長官

文化庁長官

観光庁長官

室井 広治

都賀 伸一

萩 直也